大阪市告示第1384号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和８年10月16日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤンマー本社ビル

大阪市北区茶屋町51番11、57番３

⑵　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ヤンマーコーポレーション株式会社　代表取締役　山岡　健人

大阪市北区茶屋町１番32号

⑶　変更事項

①　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

セイレイ興産株式会社　代表取締役　山岡　健人

大阪市北区茶屋町１番32号

（変更後）

ヤンマーコーポレーション株式会社　代表取締役　山岡　健人

大阪市北区茶屋町１番32号

②　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

株式会社ユニクロ　代表取締役　柳井　正

山口県山口市佐山717番１

外１者

（変更後）

株式会社アルペン　代表取締役　水野　敦之

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目９番40号

⑷　変更年月日

①　令和６年７月１日

②　令和８年８月７日

２　届出年月日

令和８年８月26日

３　届出書類の縦覧

⑴　縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目１番10号　ＡＴＣビルＯ’s棟南館４階

⑵　期間

令和８年10月16日（金）から令和９年２月16日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

⑶　時間

午前９時30分から午後５時まで

４　大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定による意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限

令和９年２月16日（火）

⑵　提出先

上記３⑴に同じ

（経済戦略局産業振興部産業振興課）